

計議第366号議案
特定生産緑地の指定（意見聴取）

令和7年11月
京都市

1 特定生産緑地制度の経緯

平成28年5月

都市農業振興基本計画 閣議決定

「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へ

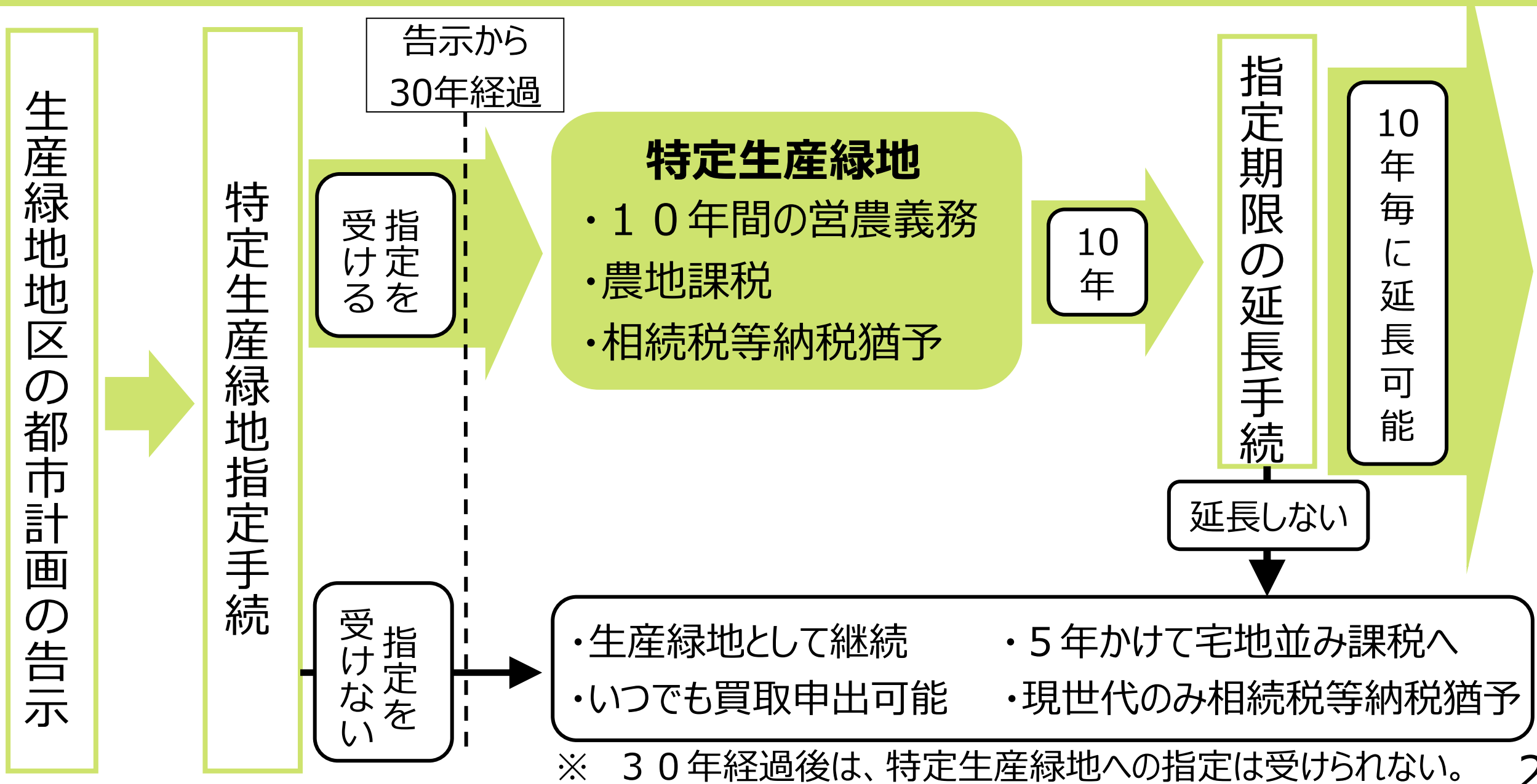


平成29年6月

生産緑地法 改正

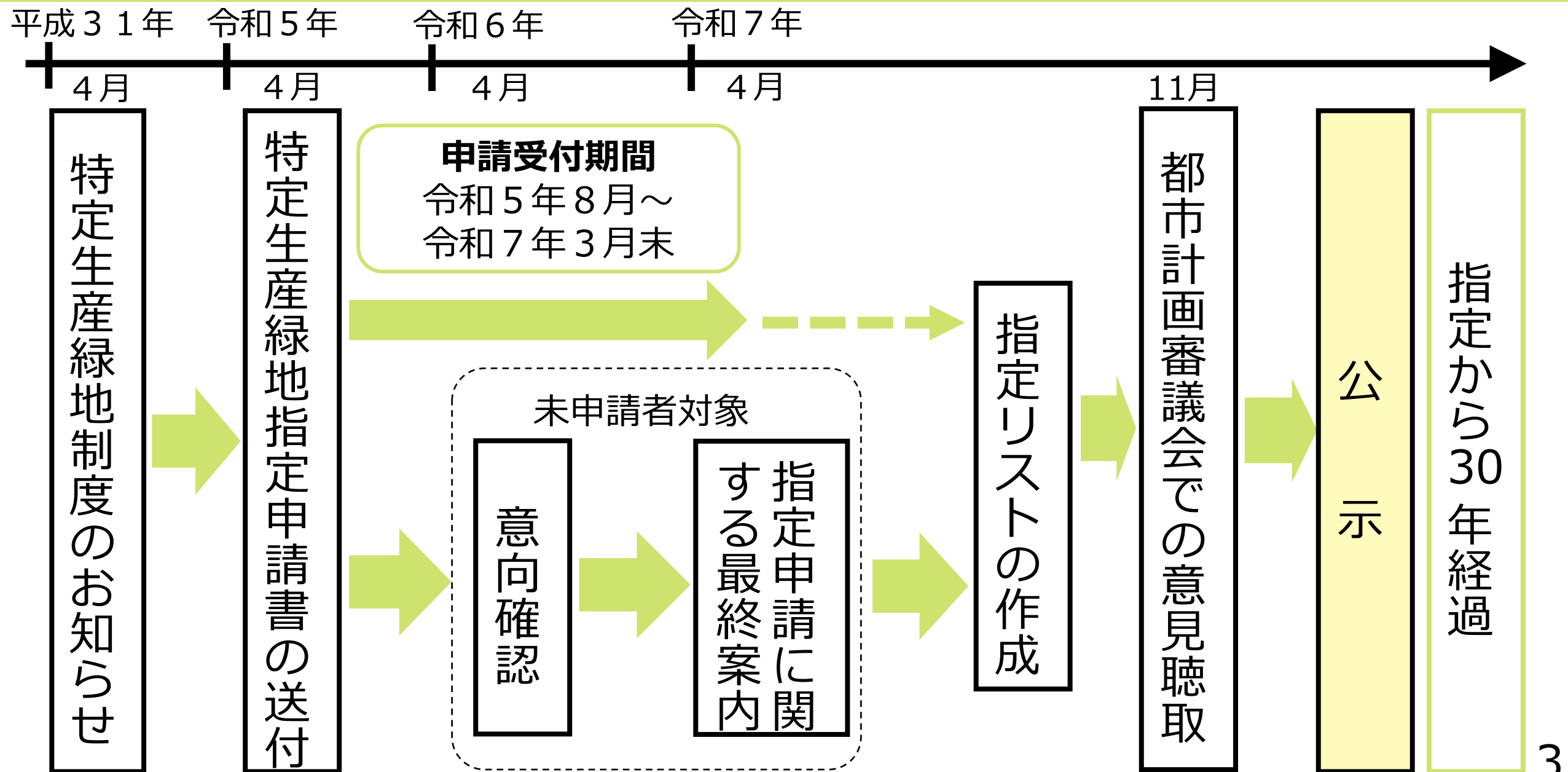
特定生産緑地制度 創設

2 特定生産緑地制度の概要



3 特定生産緑地の指定手続の流れ

平成7年指定の生産緑地



4 特定生産緑地への指定の概要

	面積等	所有者
① 平成7年指定の生産緑地	約 4.53 ha	44 名
② 特定生産緑地に指定する生産緑地	約 4.10 ha	39 名
③ 割合 (② ÷ ① × 100)	約 90.5 %	約 88.6 %

参 考

	面積
④ 生産緑地	約 457.24 ha
⑤ ④のうち、既に特定生産緑地に指定されている生産緑地（令和4～6年に指定されたもの）	約 410.63 ha
⑥ ④のうち、令和7年に特定生産緑地に指定する生産緑地（再掲）	約 4.10 ha
⑦ 上記以外（平成8年以降に生産緑地に指定されたもの等）	約 42.51 ha